

徳島県告示第百三十九号

徳島県測量業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県測量業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

徳島県測量業者登録簿閲覧規程（昭和三十七年徳島県告示第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条第二項」を「第九条第二項」に改める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。